

平成21年度税制改正

～直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の

贈与税の非課税制度が創設されます～

経済危機対策における税制上の措置として、生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、贈与税の軽減措置が創設されます。

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度

<内容>

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、その年の1月1日において20歳以上の者が、自己の居住の用に供する一定の家屋の新築若しくは取得又は自己の居住の用に供する家屋の一定の増改築(これらとともにするこれらの家屋の敷地の用に供されている土地又は土地の上に存する権利の取得を含む)のための資金をその直系尊属(父母・祖父母)からの贈与により取得した場合には、その期間を通じて500万円まで贈与税を非課税とする制度が創設されます。

500万円の非課税は暦年課税の場合の基礎控除額や相続時精算課税を適用する場合の非課税枠にあわせて適用可能となります。

<暦年課税>

110万円(基礎控除) + 500万円 ⇨ 610万円

<相続時精算課税>

2,500万円(相続時精算課税の非課税枠) + 1,000万円(住宅取得資金) 500万円

⇨ 4,000万円